



行方不明組合員の出資金の 取り扱いについて

Question



組合員Aは、組合設立当初からのメンバーで、平成25年1月末まで組合事業を利用していましたが、その後行方不明となっております。組合としては、Aの出資を整理し実質上の組合員の出資のみとしたいと考えておりますが、どのような処理が適当でしょうか。

なお、本組合は12月末決算であり、組合員Aは組合に対しての負債はありません。

Answer

出資を整理するには、当該組合員が組合を脱退することが前提となります。ご照会の場合の行方不明組合員については、資格喪失による脱退か、または除名による強制脱退が考えられます。

具体的事情が不明で判断し兼ねる点がありますが、もし行方不明と同時に事業を廃止しているのであれば、資格喪失として処理することが可能であると考えられます。この場合、組合員たる資格が喪失したことを理事会において確認した旨を議事録にとどめると同時に、内容証明郵便をもって持分払戻請求権の発生した旨の通知を行うことが適当と考えられます。

除名は総会の決議を要し、この場合除名しようとする組合員に対する通知、弁明の機会を賦与等の手続が必要ですが、組合員

に対する通知は組合員の届出住所にすれば足り、この通知は通常到達すべきであったときに到達したものとみなされますから、一応通知はなされたものと解されます。弁明の機会を賦与については、その組合員が総会に出席せず弁明を行わない場合は、その組合員は弁明の権利を放棄したものとみなされ、除名決議の効力を妨げるものではないと解されます。

なお、除名が確定した場合は、資格喪失の場合と同様の通知をするのが適当です。

以上の手続きにより、当該組合員に持分払戻請求権が発生しますが、その請求権は2年間で時効により消滅するので、時効まで未払持分として処理しておき、時効成立をまってこれを雑収入又は債務免除益に振替えるのが適当です。